【日本国内における航空機等乗継ぎのための短期滞在査証】

２０２５年４月

A. 該当するケース

日本を経由して第三国へ渡航する際、乗継ぎのため日本に入国する必要がある場合

☞　日本国内で乗継ぎ予定がある場合でも、知人・親族訪問や商用等、乗継ぎ以外の目的を有する場合は、それぞれの目的に応じた短期滞在査証の申請が必要

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

① パスポート（要署名）
- 最終目的地の有効な査証があるもの

② パスポート写し（身分事項ページのみ）

③ 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）

☞　使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下④と⑤は不要

④ 出生証明書（PSA で１年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】
- 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- 遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- PSA に記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

⑤ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で１年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】
- 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

⑥ 滞在予定表

⑦ 預金残高証明書

⑧ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）

⑨ E チケット写し等、渡航予定を示す資料